

京 都 大 学 学 位 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第6条 教授会又は研究科会議は、当該教授会又は研究科会議を構成する教授の中から調査委員3名を選定して、論文についての調査及び試験(以下この条において「論文の調査等」という。)を行わせる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教授会又は研究科会議で必要があると認めるときは、2名以内に限り、当該教授会又は研究科会議を構成する教授以外の本学教員をもつて調査委員に充てることができる。ただし、当該研究科(地球環境学舎を含む。以下同じ。)以外の教員は、1名以内に限るものとする。</p> <p>3 教授会又は研究科会議で必要があると認めるときは、第1項の委員を増し、又は論文の調査等の一部を調査委員以外の本学教員に委嘱することができる。また特に必要があると認めるときは、論文の調査等の一部を他の大学の大学院、又は研究所等の教員等に委嘱することができる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第6条</p> <p>2</p> <p>(同 左)</p> <p>3 教授会又は研究科会議で必要があると認めるときは、第1項の委員を増し、又は論文の調査等の一部を調査委員以外の本学教員に委嘱することができる。また特に必要があると認めるときは、論文の調査等の一部を他の大学の大学院、研究所等の教員等に委嘱することができる。</p> <p>4 <u>教授会又は研究科会議で特に必要があると認めるときは、第1項及び第2項に定める調査委員のほかに、他の大学の大学院、研究所等の教員等を1名以内に限り調査委員に加えることができる。</u></p> <p>附 則 この規程は、平成17年10月24日から施行する。</p>